

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】令和6年7月30日(2024.7.30)

【公開番号】特開2023-18773(P2023-18773A)

【公開日】令和5年2月9日(2023.2.9)

【年通号数】公開公報(特許)2023-026

【出願番号】特願2021-123027(P2021-123027)

【国際特許分類】

F 2 4 F 7/06(2006.01)

F 2 4 F 13/20(2006.01)

10

【F I】

F 2 4 F 7/06 B

F 2 4 F 13/20

【手続補正書】

【提出日】令和6年7月22日(2024.7.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

箱体の骨格を形成するユニットフレームと、当該ユニットフレームの両側部および天部ならびに背部の各枠を塞ぐために当該ユニットフレームに装着される複数の矩形のパネル部材と、前記ユニットフレームと前記複数のパネル部材とを含む前面開口の本体部の当該前面に主面を対向させると共に天部および底部の少なくとも一方に対して所定の間隙を隔てた状態で前記箱体の内部に配備されるように前記ユニットフレームの両側部に支持される整流板とを備えて成る換気ブースユニットを、複数個、他の換気ブースユニットと隣り合う関係になる側部を構成する枠体およびパネル部材が取り外された状態で横並びにして連結するためのフレームであって、

30

前記ユニットフレームのフレーム幅より広い幅と当該ユニットフレームと同等の高さを備える背部フレームと、この背部フレームの両端縁にそれぞれ当該背部フレームと同等の幅をもって連なって前方に延びる天部フレームおよび底部フレームと、天部フレームと底部フレームとの間に入るようにして上記3つのフレームの少なくとも1つに連なる支持フレームとが含まれており、

左側部を構成する枠体が取り外された第1のユニットフレームと、右側部を構成する枠体が取り外された第2のユニットフレームとの各々の上記の取り外しが行われた箇所間に配備されて、少なくとも天部側の前端部分および後端部分と底部側の後端部分とがそれぞれ各ユニットフレームの対応する位置のフレームに連結され、

40

前記第1および第2の各ユニットフレームの天部および背部に装着されるパネル部材のうち上記の枠体の取り外しにより当該ユニットフレームに装着できなくなった箇所が前記天部フレームおよび背部フレームに装着されると共に、各ユニットフレームに対応する整流板の当該ユニットフレームにより支持される箇所のうち上記の取り外しにより当該ユニットフレームによる支持を受けられなくなった箇所が前記支持フレームによって支持される、

ことを特徴とする換気ブース用の連結フレーム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項5

50

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項 5】

箱体の骨格を形成する複数のユニットフレームが他のユニットフレームが配置されている側の側部を構成する枠体を取り外された状態で横並びに配置されると共に、これらのユニットフレームの間に1つずつ挿入された連結フレームによって各ユニットフレームが繋ぎ合わせられて成るフレーム連結体と、このフレーム連結体の両側部および天部ならびに背部の各枠を塞ぐために当該フレーム連結体に装着される複数のパネル部材とによって、前面が開口された箱状の本体部が形成され、

前記連結フレームには、前記ユニットフレームのフレーム幅より広い幅と当該ユニットフレームと同等の高さを備える背部フレームと、この背部フレームの両端縁にそれぞれ当該背部フレームと同等の幅をもって連なって前方に延びる天部フレームおよび底部フレームと、天部フレームと底部フレームとの間に入るようにして上記3つのフレームの少なくとも1つに連なる支持フレームとが含まれ、当該連結フレームの少なくとも天部側の前端部分および後端部分と底部側の後端部分とがそれぞれ左隣および右隣にある2つのユニットフレームの対応する位置のフレームに連結されており、

前記フレーム連結体の天部には一単位分のユニットフレームの天部に対応する大きさの矩形形状のパネル部材が、当該フレーム連結体の背部には一単位分のユニットフレームの背部に対応する大きさの矩形形状のパネル部材が、それぞれ当該フレーム連結体に含まれるユニットフレームに対応する数をもって各々のユニットフレームに対応する範囲に1枚ずつ合わせられて装着されると共に、それらのパネル部材の前記枠体の取り外しによりユニットフレームに装着できなくなった箇所が当該取り外された枠体の位置にある連結フレームの天部フレームおよび背部フレームに装着されており、

前記本体部の内部の各ユニットフレームに対応する空間にそれぞれ一定数の整流板が、当該空間の両側にある連結フレームの各支持フレームによって、または当該空間に対応するユニットフレームの取り外されていない側部のフレームとこのフレームに前記空間を挟んで対向する前記連結フレームの前記支持フレームとによって、前面の開口部に主面を対向させると共に当該本体部の天部および底部の少なくとも一方に対して所定の間隔を隔てた状態で支持されており、

前記フレーム連結体の天部および背部ならびに両側部に装着されたパネル部材の少なくとも1枚の外表面に、吸引口および排気口ならびにファンを備える排気ユニットが前記本体部の内部の前記整流板より後方の範囲に前記吸引口を連通させた状態にして支持される、換気ブース。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明では、箱体の骨格を形成するユニットフレームと、当該ユニットフレームの両側部および天部ならびに背部の各枠を塞ぐために当該ユニットフレームに装着される複数の矩形形状のパネル部材と、ユニットフレームと前記複数のパネル部材とを含む前面開口の本体部の当該前面に主面を対向させると共に天部および底部の少なくとも一方に対して所定の間隔を隔てた状態で箱体の内部に配備されるようにユニットフレームの両側部に支持される整流板とを備えた構成の換気ブースを、一単位分のユニットと位置づけ、複数個のユニットを、他の換気ブースユニットと隣り合う関係になる側部を構成する枠体およびパネル部材が取り外された状態で横並びにして連結して一体化するための連結用のフレームを提供する。

この連結用のフレームを、以下、「連結フレーム」と呼ぶ。

【手続補正 4】

10

20

30

40

50

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0054

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0054】

サブフレーム20は、メインフレーム200と同じ幅長さの主片と副片とが連なるL型フレームを素材とするもので、両端にそれぞれ直角状に曲げられた立ち下がり片20a, 20bが設けられている。一方の立ち下がり片20aは天部フレーム22の立ち下がり片22aと同等の長さであり、他方の立ち下がり片20bは他の立ち下がり片20a, 22aより短くなっている。これらの立ち下がり片20a, 20bでも副片が取り除かれ、主片の立ち下がり片22aのネジ穴h7に適合する一对の貫通穴h8, h8が設けられている(図4, 図5を参照。)

10

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0077

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0077】

図8の例では、本体部102Mの天部には、貫通穴19のないタイプのパネル部材16を中央に挟んで、貫通穴19を有するパネル部材17が2枚装着され、それらのパネル部材17の外表面に排気ユニット4が取り付けられている。ただし、これに限らず、中央部にも貫通穴19を有するパネル部材17を配備してその上に排気ユニット4を取り付けることによって、天面のユニットフレーム10R, 10C, 10Lに対応する範囲毎に排気ユニット4を設けることもできる。

20

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0078

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0078】

排気ユニット4を3個にする場合は、本体部102Mの天部の中央部と左右の矩形パネル11とに、貫通穴を有するパネル部材17を装着することによって、天面の中央部と両側面とに排気ユニット4を取り付けることもできる。排気ユニット4の数を2個に留める場合も、各排気ユニット4を取り付ける場所を天面から側面に変更することができる。また図1~3の例の複合体ブース101において説明したように、本体部の背面側に排気ユニット4を取り付けることもできる。

30

40

50